

地域公共交通について

資料 No. 5

1 バス路線の退出等意向申出について

(1) バス路線退出に関する方針について

箱根登山バス株式会社が運行する路線バスについて、運転手不足の理由から、令和8年(2026年)3月31日をもって路線廃止する意向がある旨の申出があった。

町としては、バス事業者と路線の維持に向けた協議を行うほか、令和5年度からバス路線の退出等意向申出を継続的に受けている現状を踏まえ、運転手不足に対する課題解決に向けて、補助制度を検討している。

なお、箱根登山バス株式会社を含む一部のバス事業者では、第二種免許取得にかかる独自の補助制度を行っているため、重複しない補助制度を検討することとする。

【参考】路線廃止する意向があった対象路線は次のとおり。

申出 路線 番号	退出等意向申出路線 (区間)		意向申出 内容	事 由	退出等 予定年月	関係系統 数
	起点～終点 (通過市町村名)	キロ程 (k m)				
1	湯河原駅～長窪～ 真鶴駅 (湯河原駅～長窪～ 真鶴駅) (湯河原町、真鶴町)	3.6 (3.6)	路線廃止	運転手不足により仕業 の削減を図るため。	2026年 3月31日	1
2	湯河原駅～鍛冶屋・ 幕山公園 (湯河原駅～鍛冶 屋・幕山公園) (湯河原町)	4.4 (4.4)	路線廃止	運転手不足により仕業 の削減を図るため。	2026年 3月31日	3

(2) コミュニティバス運行に関する方針について

箱根登山バス株式会社によるコミュニティバスの運行業務については、これまで利便性の向上を図るため、運行ルートの見直し、運行便数の維持などを行ってきた。

しかし、箱根登山バス株式会社の運転手不足は喫緊の課題となっており、バス路線の退出等意向申出にかかる協議の中で、路線を維持していく場合であっても、一部バス路線の減便(△1往復/日)に加えて、コミュニティバスにおいても、減便(△3往復/日)しなければ安定した運行ができない旨の申出を受けている。

町としては、地域公共交通の維持確保は町民生活を支える上で必要であり、現状(10往復/日)の運行便数による維持を図るため、令和6年度に引き続き、箱根登山バス株式会社とバス路線及びコミュニティバスの運行便数維持に向けた協議を行っていく。

2 コミュニティバスの運賃について

(1) 運賃値上げの検討について

コミュニティバスの運行経費については、物価高騰等により令和7年度から増額となっており、町負担額が増となっている。町民生活の足となるコミュニティバスの運行を維持するためにも、運賃の値上げを検討するもの。

ア 令和6年度 町負担額 ※10往復

内 容	運賃	運行経費	運賃収入	町負担額
決 算	210 円	18,278,000 円	19,648,846 円	△1,370,846 円

イ 令和7年度 町負担額見込み ※10往復

内 容	運賃	運行経費	運賃収入	町負担額
決算見込み	210 円	30,112,000 円	19,530,000 円	10,582,000 円

ウ 運賃の試算 ※10往復/日 乗車人数 93,000 人

内 容	運賃	運行経費	運賃収入	町負担額
約10%増	230 円	30,112,000 円	21,390,000 円	8,722,000 円
約20%増	250 円	30,112,000 円	23,250,000 円	6,862,000 円
約50%増 (町負担 最小)	320 円	30,112,000 円	29,760,000 円	352,000 円

※県内市町村 最大運賃額 300 円

(2) 料金改定の経過について

コミュニティバスの運賃は平成12年度に運行を開始してから平成26年3月まで一定の料金であったが、平成26年4月からの消費税等の増税(5%→8%)に伴い、一度だけ料金改定を行っている。

平成12年7月から平成26年3月まで 大人200円 小人100円
平成26年4月から現在まで 大人210円 小人110円

【参考】令和6年度コミュニティバス利用実績

月	令和6年度					比較(対前年度)				
	運賃収入	人数				運賃収入	人数			
		大人	子供	合計	平均		大人	子供	合計	平均
4	1,574,701	7,572	17	7,589	12.7	147,546	994	1	995	1.7
5	1,665,291	8,019	35	8,054	13.0	236,496	1,167	8	1,175	1.9
6	1,684,447	7,845	12	7,857	13.1	258,216	1,230	1	1,231	2.0
7	1,764,377	8,264	37	8,301	13.4	139,622	679	8	687	1.1
8	1,615,490	7,786	46	7,832	13.2	14,110	114	17	131	0.7
9	1,646,750	7,913	28	7,941	13.3	110,135	647	3	650	1.1
10	1,722,521	8,275	18	8,293	13.4	26,789	387	△19	368	0.6
11	1,658,700	7,978	15	7,993	13.4	127,058	674	△3	671	1.1
12	1,650,841	7,945	14	7,959	12.9	52,729	536	△11	525	0.9
1	1,568,187	7,190	33	7,223	11.7	122,064	560	11	571	0.9
2	1,489,190	7,148	30	7,178	12.9	75,279	328	3	331	0.6
3	1,608,351	7,724	23	7,747	12.5	56,910	282	4	286	0.4
計	19,648,846	93,659	308	93,967	13.0	1,366,954	7,598	23	7,621	1

(3) 運賃改定の手続きについて

道路運送法の改正に伴い、コミュニティバス等の運賃の改定に当たっては、独占禁止法に抵触しないために構成員を限定し、地域公共交通会議とは別の会議体において運賃の協議を行うこと、また、あらかじめ公聴会の開催、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが規定された。運賃改定の手続きについては次のとおりで、住民からの意見聴取、運賃協議会や議会との協議、周知期間を考慮すると、運賃改定を行うためには、1年程度の期間が必要となる。

期 間	町	運賃協議会	議 会
1年程度		運賃協議会の設置	運賃改定について説明
	パブリックコメント等		
		運賃の協議	
			運賃改定について報告
	運賃改定の周知		

【運賃協議会概要】

協議事項	地域における需要に応じ当該地域住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議
構成員	・市町村 ・一般旅客自動車運送事業者 ・地方運輸局長 ・市町村長が関係住民の意見を代表する者として指名する者 ※構成員は上記に限定すること